

本検討会における検討事項

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の 政省令・告示への委任事項（就業環境の整備関係）

	政令	省令	告示（指針）
①募集情報の 的確表示 (第12条)	・的確表示義務の対象となる 募集情報の事項	・的確表示義務の対象となる 募集情報の提供方法	・特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
②育児介護等に 対する配慮 (第13条)	・配慮義務の対象となる 継続的業務委託の期間 (第16条と同じ)	—	・特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
③ハラスメント対策に 係る体制整備 (第14条)	—	・妊娠・出産等に関するハラスメ ントとなる言動の対象事由	・特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
④中途解除等の 事前予告・理由開示 (第16条)	・事前予告義務等の対象となる 継続的業務委託の期間 (第13条と同じ)	・事前予告の方法・例外事由 ・理由開示の方法・例外事由	—
⑤厚生労働大臣の 権限の委任 (第23条)	—	・労働局長への委任事項	—

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (令和5年法律第25号)

(募集情報の的確な表示)

第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他**厚生労働省令で定める方法**(次項において「広告等」という。)により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報(業務の内容その他の就業に関する事項として**政令で定める事項**に係るものに限る。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託(**政令で定める期間以上**の期間行うもの(当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。))に限る。以下この条及び第十六条第一項において「**継続的業務委託**」という。)の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が妊娠、出産若しくは育児又は介護(以下この条において「**育児介護等**」という。)と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者(当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者)が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。

二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって**厚生労働省令で定めるものに関する言動**によりその者の就業環境を害すること。

三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人)に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために**必要な指針**を公表するものとする。

(解除等の予告)

第十六条 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託**に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。)をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、**災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合**は、この限りでない。

2 特定受託事業者が、前項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、**第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合**は、この限りでない。

(厚生労働大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、**厚生労働省令で定めるところにより**、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。